

環創環評第242号

平成26年 1月 6日

三菱重工業株式会社

代表取締役 常務執行役員 阿部 孝 様

横浜市長 林 文 子



(仮称) みなとみらい21中央地区37街区Ⅱ期棟計画に係る
第2分類事業の判定について (通知)

平成25年11月26日に、横浜市環境影響評価条例第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を、横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、今後、同条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、事業者は、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

環境創造局環境影響評価課

朝倉、川尻、森越

電話 045-671-4245